

令和2年度「コンテンツ海外展開促進事業（コンテンツ海外展開のための官民連携体制構築事業）」に係る企画競争募集要領

令和2年2月13日
経済産業省
商務情報政策局
コンテンツ産業課

経済産業省では、令和2年度「コンテンツ海外展開促進事業（コンテンツ海外展開のための官民連携体制構築事業）」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

本事業は、令和2年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とするものとします。

1. 事業の目的（概要）

我が国のコンテンツは世界的にも高い評価を得ているが、海外における参入規制や独自の商慣行、海賊版の存在等の理由から、日本由来コンテンツの海外市場規模は大きいとはいえないのが現状。我が国コンテンツ産業の一層の拡大を図るためには、コンテンツ産業の国際展開をこれまで以上に戦略的に推進していくことが必要である。

本事業では、アジア各国・地域のコンテンツ産業の振興を目的とする国際会議等の運営を通じて、我が国コンテンツ産業の国際展開とアジア全体のコンテンツ産業の流通促進に努めることとする。

2. 事業内容

上記の目的に照らし、下記国際会議等の企画立案及び運営を実施する。

（1）日中韓文化コンテンツ産業フォーラム（以下、「日中韓フォーラム」と表記。）

日中韓フォーラムとは、日本・中国・韓国におけるコンテンツ産業政策、動向に関する継続的な情報交換及び各国産業界間のビジネスチャンスの創出を目的とする国際会議。参加者は、三カ国のコンテンツ産業担当政府、政府系機関、学術機関及び産業界を想定。

① 日中韓フォーラムの開催準備・運営

次回日中韓フォーラムは、2020年11月に東京で開催予定であるところ、経済産業省と密接な連携の下、日中韓フォーラムの円滑な運営に必要な諸準備及び経済産業省職員のサポートを当日の対応も含めて行う。諸準備の具体的な内容は以下を想定しているが、この限りではなく、詳細は経済産業省と協議のうえ決定する。

- i. 2020年11月4日（水）～6日（金）にザ・プリンスパークタワー東京で開催されるTIFFCOM2020と併催予定であるところ、本委託事業契約締結後、速やかに公益財団法人ユニジャパンと調整の上、フォーラム・レセプションの開催に必要な会場等の手配

及び設営、参加登録及び調整、通訳手配（日、中、韓）、事前事後の広報活動等を行う。

ii. その他、中国・韓国参加者向け送迎車の手配、必要に応じて宿泊ホテルの予約のほか、産業界のニーズを踏まえた適切な議題の検討・提案、メンバー国へ資料の作成依頼、資料翻訳（日、中、韓、英）、資料内容の確認（誤植等の確認）等、経済産業省の求めに応じて会合運営に必要な準備を行う。

iii. 必要に応じて日本コンテンツ産業界の中国・韓国に対する要望等の調査、日本産業界からの参加者・登壇者の選定、資料作成、講演時のサポート等を行う。日本の参加者選定に当たっては、会合の成果が十分に達成できる者を経済産業省と相談しつつ、公平公正な観点から選定する。また、中国・韓国政府と連携しながら両国産業界の参加者及び渡航スケジュール等を把握し、経済産業省・公益財団法人ユニジャパンと連携しながら、フォーラム全体のタイムテーブルを作成する。

iv. 会合当日は、中国・韓国参加者の空港送迎、ホテル・会場チェックインのサポート、会合の進行・監視等、フォーラム全体の円滑な運営のためのサポートを行う。

v. フォーラム全体の記録業務（写真撮影、会合内容の録音、記録等）を行う。

② 日中韓フォーラム開催後のフォローアップ

会合終了後、議事録、結果概要（翻訳版を含む）等を取りまとめ、遅滞なく経済産業省へ報告する。必要に応じて日中韓フォーラムでの決定事項や関連イベントにおけるアンケートの取りまとめ等のフォローアップを行う。具体的には、会合資料の作成・共有や連絡取り次ぎ等を行い、定期的に経過状況を取りまとめて、経済産業省へ提出する。

次々回日中韓フォーラムへ向けた準備を実施する場合には、経済産業省の求めに応じ、ホスト国との密接な連携の下、企画、運営、海外政府機関、民間企業等との調整、会場手配・会場設営、資料作成（翻訳含む）、通訳手配、出席者の手配等のサポートを行う。

③ その他

日本側の責に帰さない諸事情により日中韓フォーラムの開催が延期となった場合には、経済産業省と密接な連携の下、別日程での開催に向けた企画立案・運営を行う。

（２）アジア・コンテンツ・ビジネス・サミット（以下、「ACBS」と表記。）

ACBSとは、アジアにおけるコンテンツ産業の官民関係者を一堂に集め、アジア市場におけるコンテンツ流通の促進、海賊版対策、人材交流、国際共同製作等の国際的な課題について議論し、共同行動に結びつけることを目的とする国際会議。主要メンバー国・地域は、日本・中国・香港・インドネシア・韓国・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイ。

① ACBSの開催準備・運営

次回ACBSの開催都市及び時期は未定であるところ（※現時点では、タイ・バンコクで7月頃に2日程度のスケジュールでの開催を想定しているが、あくまで想定であり、変更の可能性がある。）、ホスト国・地域との密接な連携の下、ACBSの円滑な運営のための諸準備及び経済産業省職員のサポートを当日の現地対応も含めて行う。諸準備の具体的な内容は以下を想定しているが、この限りではなく、詳細は経済産業省と協議のうえ決定する。

i. 必要に応じて、日本コンテンツ産業界へのヒアリング調査等を通じて、アジア地域に対する我が国コンテンツ産業界のニーズや課題等について情報収集等を行い、調査を踏まえた適切な議題を提案し、ホスト国・地域その他、メンバー国・地域と調整する。ホスト国・地域が会場手配や会場設営、参加登録、通訳手配、資料手配、資料印刷等を実施するが、これらが着実に行われるよう、必要に応じて、経済産業省担当者の指示を受けながら、ホスト国の会合準備担当者と連絡を緊密に取り、会合等の開催・運営に必要なサポートを実施する。また、会合等で使用する資料等の作成、資料等の翻訳（日英）、資料内容の確認（誤植等の確認）、通訳手配等を行う（日英の逐次通訳者1名程度を想定）。

ii. 必要に応じて、日本産業界等からの登壇者を選定し（1～3社程度を想定）、旅費及び謝金の支給（各社1名程度）その他、資料作成や講演時のサポート等を行う。なお、登壇者の調整は経済産業省と相談しつつ行うこと。

iii. 会合等の記録業務（写真撮影、会合内容の録音、記録等）を行う。

② ACBS開催後のフォローアップ

会合終了後、議事録、結果概要（翻訳版を含む）等を取りまとめ、遅滞なく経済産業省へ報告し、参加国・地域へ共有する。また、ACBSでの決定事項や関連イベント等におけるアンケートの取りまとめ等のフォローアップを行う。具体的には、会合資料の作成・共有や連絡取り次ぎ等を行い、定期的に経過状況を取りまとめて、経済産業省へ提出する。

次々回ACBSへ向けた準備を実施する場合には、経済産業省の求めに応じ、ホスト国との密接な連携の下、企画、運営、海外政府機関、民間企業等との調整、会場手配・会場設営、資料作成（翻訳含む）、通訳手配、出席者の手配等のサポートを行う。

③ その他

日本側の責に帰さない諸事情によりACBSの開催が延期となった場合には、経済産業省の求めに応じ、ホスト国と密接な連携の下、別日程での開催に向けた企画立案・運営を行う。

（3）その他

① 事業の実施に当たっては、経済産業省等の担当者との間で適宜十分な打ち合わせを行い、事業の進捗状況については適宜報告を行う。なお、本業務内容に疑義が生じた場合は、その都度、経済産業省担当者と協議を行い、その指示に従うものとする。

② 受託者は、上記 1. 本事業の目的及び上記 2. 事業内容を適切に遂行するために、国内及び諸外国のコンテンツ産業に携わる政府機関や関係団体、企業等とコネクションを要していたり、コンテンツ業界に関する知見を有していたりすることが望ましい。

③ 契約後に日本側の責に帰さない諸事情により、上記 3. (1) 及び (2) の会合等の開催が困難となった場合、経済産業省担当者と協議を行い、開催に至らなかった会合等に関しては、原則として、手配事項に係るキャンセル料及びその時点までに必要となった経費のみ、経済産業省から支払いを行うこととする。そのため、各手配事項に関しては、契約締結時にキャンセル料に係る条件を明確にすること。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和 3 年 3 月 31 日（水）

4. 応募資格

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人・団体等とします。なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 「経済産業省情報セキュリティ対策基準」等に則った情報セキュリティ対策（適切なパスワードの設定、情報セキュリティ侵害への適切な対処等）を講ずること。
- ⑤ 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。
- ⑥ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑦ 過去 3 年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

5. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：1 件

(3) 予算規模：40,000 千円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体 1 部を経済産業省に納入。

※電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。
※事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますのでご注意ください。
- (6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。
支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和2年2月13日（木）

締切日：令和2年3月3日（火）12時必着

(2) 説明会の開催

開催日時：令和2年2月17日（月）14時00分～15時00分

説明会への参加を希望する方は、10. 問い合わせへ2月14日（金）12時までにご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「コンテンツ海外展開促進事業（コンテンツ海外展開のための官民連携体制構築事業）説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mailアドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に2名までお願い致します。（複数組織での共同応募を予定されている場合は共同で応募される複数組織を一応募単位とし、その中から2名までの出席をお願い致します。）説明会の会場につきましてはご登録頂きました、「E-mail アドレス」までご連絡致します。また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、予めご了承下さい。

(3) 応募書類

- ① 以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「コンテンツ海外展

開促進事業（コンテンツ海外展開のための官民連携体制構築事業）申請書」と記載してください。

- ・申請書（様式1）＜申請書1部＞
- ・企画提案書（様式2）＜5部＞
- ・会社概要票（様式3）及び直近の過去3年分の財務諸表＜1部＞

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

（4）応募書類の提出先

応募書類は持参又は郵送により以下に提出してください。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 コンテンツ産業課

「令和2年度コンテンツ海外展開促進事業（コンテンツ海外展開のための官民連携体制構築事業）」担当あて

※ FAX及び電子メールによる提出は受け付ません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

7. 審査・採択について

（1）審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

（2）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見ら

れるか。

- ⑤本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧経済産業省担当者や国際会議に参加する各国政府・産業関係団体等とのスムーズな連携がとれる実施体制となっているか。
- ⑨国内外のコンテンツ市場規模や産業動向を踏まえた国際会議の内容やトータルコーディネートを企画立案し実行できるか。
- ⑩ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。
- ⑪適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費

会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
外注費	受託者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例） 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 再委託費	発注者（国）との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

（２）直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設（事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器、防災設備等）を含む）に関する経費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 コンテンツ産業課

担当：田中、大谷

FAX：03-3501-1599

E-mail：tanaka-nobuaki@meti.go.jp、otani-ena@meti.go.jp

お問い合わせは電子メール又はFAXでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「コンテンツ海外展開促進事業（コンテンツ海外展開のための官民連携体制構築事業）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上